

地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型） 助成金交付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第2条第3号の規定に基づき、地域における福祉活動の活性化を図るため、地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型）助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この要綱において「地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型）」とは、小学校区を地域の単位とし、住民自らが福祉ニーズを把握しその解決に取り組む活動を通じて、住民参加による地域福祉活動を推進するための事業を行うことをいう。

（助成金の交付）

第3条 協議会長は、地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型）を推進し、もって地域住民の福祉の向上に寄与するため、各校下が実施する地域福祉活動等の事業に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、別表1のとおりとする。

（申請の手続き）

第5条 助成金の交付を受けようとする地区（校下）社会福祉協議会の代表者は、地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型）助成金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、ふれあいケアネット融合型事業登録者一覧（様式第3号）、別紙の地域リーダー名簿を添付して協議会長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 助成金の交付決定は地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型）助成金交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事業計画の変更等の承認）

第7条 地区（校下）社会福祉協議会の代表者は、第5条の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくその文書（様式第8号）を協議会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協議会長は、前項の規定により変更等を承認したときは、助成金等の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

3 協議会長は、第1項の規定により変更等を承認したときは、地区（校下）社会福祉協議会の代表者に文書（様式第9号）を交付して通知するものとする。

（事業実績報告）

第8条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後1か月以内に地域総合福祉推進事業（ふれあいケアネット融合型）報告書（様式第5号）に事業実績書（様式第6号）、チーム活動状況（様式第7号）、別紙の地域リーダー名簿、福祉人材リスト（作成済みの地区のみ）を添付して協議会長に提出しなければならない。

（助成金等の額の確定）

第9条 協議会長は、助成事業の完了、中止若しくは廃止に係る助成事業の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該助成事業に交付する助成金等の額を確定し、助成事業者に文書を交付して通知するものとする。

(助成金等の返還)

第10条 協議会長は、第7条第2項の規定により助成金等の交付の決定を取り消し、若しくは変更した場合、当該取消し若しくは変更に係る部分に関し既に助成金等が交付されているときは、地区(校下)社会福祉協議会の代表者に対し期限を定めてその返還を文書を交付して求めるものとする。

(交付手続きの特例)

第11条 協議会長は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続きの一部を併合し、又は省略して助成金等を交付することができる。

(細 則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3年 3月 1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4年 3月 1日から施行する。

別表 1

**地域総合福祉動推進事業（ふれあいケアネット融合型）
の活動内容及び助成金額**

区 分	項 目	内 容	助成基準額及び 助成率
ふれあい 型	活動調整連絡 会の開催事業	個別訪問やアンケート調査などの方法により地区の福祉ニーズ、社会資源などを把握する。また、福祉意識醸成のための広報誌の発行、福祉活動に関する学習活動や行政等に対する提言など地域内での福祉課題についての連絡調整、地域リーダーを招集した情報交換等の調整連絡会を開催する。	<p>【地域ぐるみ福祉活動推進事業分】</p> <p>補助基準額は、</p> <p>① 世帯数 2,000 未満 200,000 円</p> <p>② 世帯数 2,000 ～ 3,000 未満 250,000 円</p> <p>③ 世帯数 3,000 以上 300,000 円</p> <p>とし、 補助基準額と事業費を比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じた額を補助する。</p>
	生活支援事業	ふれあいいきいきサロン、子育て支援活動、世代間交流会、給食配食サービス、障害者児の支援活動など地域に合った生活支援事業を企画実施する。	
	他組織との連携による地域福祉活動事業	自治会、婦人会、青年団、商工会、農業協同組合、老人クラブ、障害者団体、子育て支援センター、地域包括支援センターなど他組織との連携を図った活動を実施する。	
	地域福祉人材発掘・養成事業	活動実践者や協力者、公募等で地区内に居住を有する福祉人材リストの作成や公表、各種研修事業の実施・参加などを行なう。小・中学校の児童・生徒が、地域住民と共に地域での福祉活動（福祉マップ作成、ひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問、世代間交流活動、環境美化活動など）を実践したり、福祉施設でのボランティア活動体験等を行う。	
ケアネット 型	ケアネット活動調査事業	アンケートや対象者宅で福祉ニーズを発掘する。また、各種会議で福祉ニーズ等の情報交換を行う。	<p>【ケアネット分】</p> <p>助成基準額は、</p> <p>① 世帯数 2,000 未満 266,000 円</p> <p>② 世帯数 2,000 ～ 3,000 未満 333,000 円</p> <p>③ 世帯数 3,000 以上 400,000 円</p> <p>とし、 助成基準額と事業費を比較して少ない方の額に 1 / 4 を乗じた額を助成する。（端数切捨て）</p>
	ケアネット活動ケース検討会等関係会議	対象者への支援方法を検討する会議を開催する。	
	ケアネットチーム活動	見守り等が必要な要支援者に対し、2～3人でチームを組み、対象者への見守りや声かけなどの安否確認と個別援助活動を実施する。	